

生活保護

藤井 康

I はじめに

すでに周知のように、昭和44年11月、厚生大臣は中央社会福祉審議会に対して、

- (1) 国民生活の変化に対応した保護基準の引上げの方向
 - (2) 被保護階層の質的变化に対応した処遇の充実改善
- 以上2点について諮問を行なった。この諮問に対する審議会の結論は、この稿を執筆している時点では、まだまとめられていないが、近くなんらかの形で公表される予定である。

ところで、このような厚生大臣の諮問が直接の契機となったわけでもなからうが、ここ1年足らずのあいだに生活保護基準および運用面について政府の計画や構想あるいは審議会の報告として、いくつかのものが公けにされている。

そこで、最近の生活保護の動きの一つとして、上記の計画等の要旨について発表順に紹介し、ついで、これらの計画等の基礎となった最近の保護世帯の実態（とくに変化の特徴を中心に）、さらにこれに対応して今後主として生活保護基準等をどのように考えるべきかについて種々の考え方を紹介してみたい。

II 最近の公的計画等について

(1) 新経済社会発展計画

この計画は、昭和42年に策定された「経済社会発展計画」を発展的に改定し、昭和45年度から6カ年を対象とするものとして昭和45年5月決定されたものであるが、課題達成のための政策として、生活扶助等の保護基準については、「一般勤労者世帯の消費水準の向上を考慮しつつ適切な改善措置を講ずるとともに、被保護世帯のうち老人世帯や心身障害者世帯が増加している傾向に即応した基準のあり方について検討を進める。」としている。

(2) 年次経済報告

7月に公表された昭和45年度の経済白書は「第2部日本経済の新しい次元・第3章高福祉経済への前進」のな

かで生活保護制度をとりあげ、大要つぎのように述べている。

「経済成長とともに貧困世帯は減少しつつあるが、いぜん貧困世帯は残っている。しかも、成長に伴って就業機会もふえ雇用条件も改善されつつあるにもかかわらず、高齢化や肉体的、精神的障害によって変化の激しい成長社会に適応できない階層がふえ、また事故や災害による母子世帯が増大するなど、成長から取り残された階層へ転落していくものもまた少なくない。

生活保護の基準は年々改善されてきているが、保護廃止率が低下し、廃止世帯数も減少してきていることは、生活保護世帯の老齢化もあって就労を通ずる自立がむずかしいことを示すものである。社会のいかなる階層においても、勤労と社会参加意欲を有する者については、できるだけその機会があたえられるよう配慮するとともに、就業が不可能なものについては適切な社会的保護が必要となろう。」

(3) 中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会報告この報告は、昭和44年5月厚生大臣から中央社会福祉審議会に対し諮問された「老人問題に関する総合的諸施策について」の一応の結論として、去る9月の豊かな老後のための国民会議の前に公表されたものである。

この中で公的扶助について大要つぎのような対策を要請している。

「生活保護を受ける老人は増加し、このまま推移すれば、5年後には被保護世帯のうち高齢者世帯の割合は36%程度まで高まるであろう。しかし、高齢者世帯の保護基準は、勤労控除の適用を受ける稼働世帯のそれと比べて不遇である。また、アメリカ、西ドイツなどでは老人の保護基準を一般世帯よりも高水準にしている。このような事情もあり、高齢者世帯の保護基準については、特別の生活需要を十分反映させるように改善する必要がある。

また運用面については、単身、病弱、身体障害等個々の老人の生活上の各種の需要を十分配慮した運

用を今後とも推進していくと同時に、被保護高齢者の福祉サービスに対するニーズがとくに高いことから、療養、リハビリテーション指導、ホーム・ヘルパーの派遣などの処遇の改善をはかることが必要であり、この面のケース・ワークを充実していくことが必要である。」

(4) 厚生行政の長期構想

厚生省内の「長期構想」のプロジェクト・チームが去年9月下旬発表したもので、目標時点は一応、昭和50年度とされている。生活保護については、「公的扶助制度の改善」として一項目を設けて論じているが、この項以外でもいくつか指摘しているのが、それらを含めて要旨を掲げるとつぎのとおり。

(i) 一般的な対応策として考えられるものとして、物価上昇の影響をもっとも強く受けるのが低所得者、年金受給者であり、これに対し必要な措置をとるほか、物価上昇に対する抵抗力を制度自体が身につける必要性が漸次高まる。

また、私的消費生活は高度化するので、エンゲル係数を重視した最低生活水準の考え方を雑費の動向にも重きを置いた最低生活水準の考え方に転換させるであろうし、また社会とのかかわりにおいて生活部分を拡大し、生活環境の改善、共同消費的サービスの拡充の要請を高めよう。

(ii) 生活保護基準は毎年相当の改善を行ない、一般勤労者世帯との消費水準の格差も昭和44年度には53%に縮小したが、今後の改善に当っては、さらにこの格差を縮小させ、少なくとも60%程度を保障することを当面の目標とすべきであろう。

(iii) また、最近、労働能力のない被保護世帯が増加しているが、この傾向は今後も続くものと思われる。

現行保護基準は、世帯のニーズに応じて定められ、高齢者世帯、身体障害者世帯等についてはそれぞれ加算制度が設けられている。

しかし、現状は、稼働被保護世帯に比して高齢者世帯、身体障害者世帯に対する保護基準面での処遇は、なお十分でないと考えられるので、これら世帯の特別の需要を反映させるよう制度のたて方を考えていく必要があろう。

(iv) つぎに、生活保護費のうち、60%は医療扶助費であるが、今後、この比重は高まっていく。新しい医療サービス制度が創設された場合は別として、今後の方向としては、低所得者の医療対策として、別の医療費公費負担制度の創設の検討も必要としよう。

(v) 運用上の問題として、現行制度は被保護者の経

常所得と資産とが明瞭に区分されないで収入認定が行なわれているが、これは、被保護者の自立更生をはばみ、あるいは高齢者の生きがいを喪失させている原因ともなっている。将来の方向としては、この区別を明確にして、原則的には、経常所得の不足を補う制度として確立する必要がある。

以上がこの1年足らずのあいだに計画あるいは報告として、公けにされたものの要旨であるが、以上4つの要旨を並べてみると、基調に大差がない。要するに、最近被保護階層の内容は、大きく変化し、とりわけ労働能力のない人びとがふえており、これからの社会の激しい変動を考えると、現在の生活保護基準および運用では制度の目的を十分果たし得ないことになろうという考え方であるといえよう。

そこでつぎに、これらの計画等がくりかえし述べている最近の被保護階層の変化の実態が、どのようなものかをながめてみよう。

III 被保護世帯の動向

生活保護を受けている世帯は、昭和44年度で月平均66万世帯ほどである。昭和35年度当時は61万世帯であったから、差し引き9年間に5万世帯の増加となるが、この増加は毎年というより昭和42年ごろまでで、その後はほとんど横這いである。もっとも横這いといっても、この間の一般世帯数は、毎年3%程度増加しているので、世帯の保護率でみれば、一貫して減少している。

これに対して、被保護人員の減少は実数でみても著しい。昭和35年度月平均162万人が、昭和44年度には139万人と9年間に23万人、16%強もの減少である。この結果、人口1,000人当たり保護人員も現在では13.6人と低下している。

このように、量的にみて減少している一方、内容面でもこの間大きな変化を示している。そこで、その変化のおもなものを挙げてみよう。

(1) まず、保護開始の理由である。保護開始世帯は、このところ毎年度月平均2万世帯弱であるが、開始の理由をみると、傷病を直接の理由としているものが多いのは首肯できるとしても、この割合が昭和35年度平均で全体の55%程度であったものが、昭和44年度では、この割合が73%と大きく増加している。この結果、生活保護受給世帯のうち、医療扶助を受けている世帯の割合は、昭和38年当時の56%から、昭和44年には82%に達しており、生活保護法というより医療保護法だといわれてもやむを

表1 扶助別受給世帯の推移

世帯数	38年	総数	医療扶助 受給(含単給 併給)	生活扶助 受給 (医療扶助なし)
世帯数	38年	628,726	352,502	276,224
	44年	629,486	517,072	112,414
構成比 (%)	38年	100.0	56.1	43.9
	44年	100.0	82.1	17.9

(資料) 被保護者全国一斉調査(各年7月1日現在)。

得ない姿となっている。

(2) つぎに変化の著しい点としては、家族規模の少人数化をあげることができる。一般に家族規模が小さければ、それだけ働き手が少なく、扶養機能も低下し、したがって、落層の確率も高いと考えられるから、保護世帯の家族規模が一般世帯と比べ小さいのは当然かも知れないが、最近の推移をみると、昭和35年で1世帯当たり平均3.0人が、昭和44年には2.2人と急速に零細化しつつある。このため、1~2人世帯の総世帯に占める割合も、昭和35年の49.7%から、現在では68.5%まで増加している。この増加の大半は、高齢者世帯や傷病・障害者世帯の増加によってもたらされたものであるが、これに伴って最

表2 1~2人世帯の世帯類型別構成の変化 (%)

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他
昭和40年	100.0	38.4	7.7	33.1	20.8
44年	100.0	42.8	5.7	44.6	6.9

(資料) 被保護者全国一斉調査(各年7月1日現在)。

近の保護世帯の世帯類型はもちろん、労働力の類型も下表のとおり、従来いずれかといえ、半稼働ともいふべきタイプだったものがここへきて非稼働タイプに急速に変わってきている。

表3 労働力類型別世帯構成の変化 (%)

	総数	働いている者が1人以上いる世帯						働いている者が1人もいない世帯
		世帯主が働いている世帯						
		世帯員が働いている世帯						
	総数	常用	日雇	内職	その他			
昭和35年度平均	100.0	39.1	5.3	13.5	6.1	14.2	16.1	44.8
44年度平均	100.0	25.0	5.4	7.3	3.1	9.2	11.3	63.6

(資料) 厚生省報告例。

(3) そこで、つぎに保護受給者の性・年齢・就業状況にたち入って最近の変化についてながめてみよう。

まず、性別構成では、一般の場合においては、男の割

合は49%であり、しかもこの10年この割合は、ほとんど変化がないのに対し、保護受給者の場合は、男が昭和35年45.7%から昭和44年には43.9%と低下して、いうならば女性化の傾向をたどりつつあるといえる。また、年齢構成の面では下表のとおり、一般の場合と比べて高齢化がすすんでいるといえる。ちなみに15~64歳層の比重をみると、一般・保護とも比重が増大しているが、保護世帯の場合は、この年齢層のうち、1/4弱は、入院患者であり、とくに20~30歳代の男の場合は40%が入院患者となっているなど労働力として期待するには限度があるといえる。

表4 年齢3区分別人口構成 (%)

		総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
保護	昭和35年	100.0	42.0	47.1	10.9
	44年	100.0	29.1	52.2	18.7
一般	35年	100.0	30.0	64.2	5.7
	44年	100.0	24.0	69.1	6.9

(注) 「保護」の35年65歳以上は、60~69歳人口の1/2として計算。
(資料) 「保護」は、被保護者全国一斉調査、「一般」は、総理府人口推計。

このことをもう少しはっきりさせるため、15歳以上の保護受給者について、就業・不就業の状況をみると、昭和44年現在総数97万人のうち、稼働収入の多寡はともかく、現に就業している者は、27%、27万人、残り70万人が不就業となっている。この不就業70万人について、不就業の理由をみると、傷病によるものが圧倒的に多く46%、ついで高齢が38%とこの二つで大半を占めている。

表5 不就業者(15歳以上)の就業支障状況

	総数	老齢	傷病	心身障害	在学	家事介護	その他
実数(人)	705,950	266,100	326,350	28,660	21,000	44,120	19,720
構成比(%)	100.0	37.7	46.2	4.1	3.0	6.2	2.8

(資料) 被保護者全国一斉調査(昭和44年7月1日現在、1/10抽出調査)。

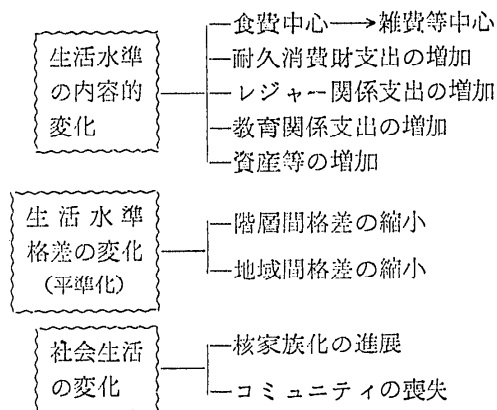
以上、きわめて大づかみだが、最近の保護世帯の状況をみてきた。これを要約すれば、保護受給者数は早いテンポで減少をつづけ、その過程で急速に高齢化・非労働力化をとげつつあるといえてよい。そこで問題は、今後、生活保護制度の運営を行なっていく場合に、上記のような対象者の質的变化について、これをどのように認識し、対処していくかにかかってこよう。

しかし、このためには、どうしても、近い将来の国民生活像をどのようにとらえるかについての一般的な認識が前提とされなければならないと思われる。

しかし、これについては、生活保護制度と直接関連さ

せた形で、具体的手がかりは、現状では与えられていないので、すでに公けにされた上記計画等による国民生活の短期的な見通しを前提において対処のしかたを考えざるを得ない。

さてそこで、ごく大雑把な形で、近い将来の国民生活像を、最低生活と関連させて分類してみると、少なくともつぎのような変化が考えられるのではなかろうか。



もし、以上のような変化が、今後の国民生活の変化の内容として前提されるものとすれば、そして、生活保護制度を国民生活の動向との均衡におくとするならば、そこにさまざまな対応が必要となってくるであろうし、同時に、その対応に際して、種々解決していかなければならない問題も生じてくるはずである。以下、上記の変化を前提としながら今後における生活保護基準等についての算定方法とその考え方についていこう。

IV 生活保護基準の算定と考え方について

生活保護基準は、昭和23年以降いわゆるマーケット・バスケット方式により、昭和36年度からはエンゲル方式により、さらに昭和40年度以降現在までは、昭和39年の中央社会福祉審議会生活保護専門分科会の中間報告に基づく格差縮小方式によって改善を図ってきていることは周知のとおりである。これに対しては、算定方法に一貫性がなく、便宜的だという批判がなくもない。しかし、最低生活費の算定方式については、キメ手となるような方式が必ずしも客観的に確立していない以上、新しい社会の動向に対処していくため、その時点、時点で代表的かつ合理的な方式によってこれを行なっていくほかはない。

ところで、前項で述べたように、今後、国民生活水準が内容として変化し、同時に平準化の傾向などが予想される場合において、これを最低生活費の算定上忠実に反映させるためには、どのような方式がもっとも適切だと

いえるだろうか。もっと直接的にいうならば、現行の格差縮小方式は、これらの動向を反映させる方式は不適当であり、他の新しい方式によって交替させられるべきかどうかということになろう。

これについては、目下生活保護専門分科会で審議中であり、この結論を待つほかはない。

しかし、最近の最低生活費算定の考え方などからいえば、現行の方式が基本的に否定されるようなことにはならないのではないと思われる。そこで、必ずしも算定方式そのものばかりではないが、この考え方について以下にふれておこう。

その一つは、従来生活保護基準は、対象者に相当量の稼働者が含まれていたせいもあって、自立への援助という考え方が強かったといえる。しかし、最近のように対象者が、これまでのいわゆる自立という面からみれば、ほとんど可能性のない人びとで占められてくると、これまでの考え方では処理できないのではないか。このような場合においては、社会保障の体系のなかで国がどれだけ保護するかという立場で考えるべきであろう。とするならば、そのために保護世帯に対する現金給付と必要な社会資本投資と、さらにその他の保護サービスを全体として計量モデルに組み込んでシミュレーションをしてみることが必要ではないか、という考え方である。

その二は、ライフ・サイクル的立場から考えてみたらというものである。すなわち、ライフ・サイクルのステージ別に所得ないし消費がどうなっているか、これを一般世帯・保護世帯の双方について比較していく。そこから改善の手がかりがつかめるのではないか。なお、かなり困難であるが、考え方として将来の生活保護をながめてみるための方法として、年齢別に世帯の類型の変動を一つの流れとしてとらえていくということも手がかりになるのではないか。

その三として、稼働している低所得層と非稼働層とは二本立てとすることが必要なのではないか。カテゴリー別にみると身体障害者世帯や老人等は、家計調査上は低くでているが、最低生活費としては、そうではないのではないか、もう一度理論的な立場で検討してみるべきだとする。

第四は、上記と若干重複するが、これまでの生活保護基準は、日雇労働者などの生活を前提とし、それ以下に一時的に落下する人びとを、前提の線までもどそうという考え方があったように思う。したがって、自立という問題を中心にこれまで種々の手当てをしてきたといえるが、今後対象者は、いわゆる自立という点からいえば可

能性のない人びとが中心になるはずだ。そういう時期にきていることをはっきり認識して、ここにもポイントをおいて基準も運用も考えていくべきだ。

第五としては、ラウントリーのような考え方はそれなりに意義がある。しかし、生活保護基準は、財政を通じて所得の再配分を行なう社会保障のなかでは、当然第1順位として国が配慮していくべきものであり、したがって経済規模の拡大との関連で改善を図るという視野に立つことが必要である。格差縮小の考え方は当然維持されるべきだ。

以上、いくつかの考え方を羅列してみたが、このほかにも、たとえば、貧困感、いまや食料費の多寡よりも雑費支出の多寡に左右される時代であり、もし、実態生計費に算定の基礎を置くとすれば、エンゲル方式のような食料費にではなく、雑費によって置き換えられなければならないとするもの、あるいは階層間所得の平準化傾向に対応して、低所得階層との関連にポイントをおいた算定を行なうべきではないかといった考え方など種々のものがある。

いずれにしても、以上の考え方を通してみると、一般的基準の改善の問題と、非稼働階層への配慮を要請するものと、二つに分けられ、このうち一般的基準の改善については、いずれかといえば、マ・バ方式のような微視的な方式ではなく、家計の構造的変化の一つのポイントをとらえて、そこから総合的な生活費を算出するか、経済的、社会的変化の過程で、より多く分配する——つまり格差縮小を図ることが、結局のところ、最低生活の需要に応えることになるといった考え方が強い。

こういう点からみると、昭和39年の生活保護専門分科会中間報告の考え方は、いぜん基調としては、変更の余地はないように思われるが、はたしてどうであろうか。

これに対して、いわゆる自立の可能性の少ない非稼働層に対し、さらに配慮すべきであるという意見については、ここ1、2年、にわかに強調され出した提案であるといってよい。すでに、冒頭でふれた公的計画等においても強調されているが、こういう考え方は、現行生活保護基準のうえでは、たとえば障害者加算とか高齢加算にみられるように、一応配慮してきているわけであって、必ずしも目新しい提案ではない。にもかかわらず、それがにわかに強調されはじめた理由は、何であろうか。一言でいえば、現行の基準では、今後予想される多様な生活内容に対応し得ないということであろう。より具体的にいうならば、今後、身体障害者や老人等は、相対的にも、絶対的にも増加していく。しかし、家庭内における老人

等の役割は少なくなり、その地位は今後ますます低下する。扶養意識もこれにつれて脆弱化し、次第に家庭外に排出され、高い有病率と適応力のない孤立した生活をしていかなければならない。しかも、その場合の所得水準は、働きざかりの人びとと比べて相当大きな格差となることも考えられ深刻な社会問題となる可能性が強い。その具体的あらわれは、老人の例のみであるが年齢別保護率のうえで如実に示されているとする。

表6 年齢別被保護人員の推移 (40年=100)

	昭和40年	昭和44年
総 数	100.0	87.2
0～14歳	100.0	69.5
15～19	100.0	82.4
20～29	100.0	85.7
30～39	100.0	87.1
40～49	100.0	89.2
50～59	100.0	96.4
60～69	100.0	112.3
70歳以上	100.0	123.3

(資料) 被保護者全国一斉調査 (各年7月1日現在)。

さて、このような保護基準のカテゴリカルな対応については、たとえば、負の所得税方式のような一般化の方向が強調されるなかで、それはかえって逆行することになるのではないか、あるいはこれまで生活保護基準は、表示のモデルとして標準4人世帯(夫35歳、妻30歳、長男9歳、長女4歳)を基本においてきたが、これは国民一般が最終的に保障する水準は、かかるものであるという意味あいもあって使用してきたものであるし、また、これによってその程度はともかく、ナショナル・ミニマムの底上げといった役割も果たしてきたといえてよい。したがって、この時点において、カテゴリカルな対応に比重を置くということは制度の後退に連なるものではないかという見方がないでもない。

しかし、すでにふれたように、保護基準のカテゴリカルな対応については、これまでも制度上対応してきたわけであって、標準4人世帯の生活扶助基準がすべて改善の中心であったとはいえない。しかも、上記にとりあげた考え方の中にも、今後はカテゴリカルなものを中心としていくべきだという主張はなされていない。なお、もしカテゴリカルな対応のために一般的基準の改善の比重を低下させるという考え方があるとするならば、これに同調すべきでないことはいうまでもないことである。

ところで、このカテゴリカルな基準の算定をするという場合、どのような方式が考えられるであろうか。この問題については、資料的にかなり制約があり、いわゆる

統計的手法を中心に算定するというわけにはいかない。たとえば、家計関係の調査資料では、所得に制約されるという事情もあって、真のニードというものを直接抽出していくということには問題がある。

したがって、差し当りは、理論的な検討を通じてこれを行なっていくということに中心をおいていくということにならざるを得ないように思われる。

こういう場合にもっとも基本となるのは、食料費の算定であると思われる。栄養学的には、これは老人の場合であるが、一般に歯の損耗とこれに伴って咀嚼力が衰えてくる。そのため、軟らかいものを中心に、調理も勢い手がかかると同時に、その際、ビタミン等の損失が多くなるという結果をきたしやすいといわれている。

ベバリッジの勧告の中に、退職者のニードの積み上げの考え方として、老人の食料必要摂取量は、労働年齢者に比べて大幅に少ない。しかし、咀嚼力や消化力が衰えており、そのために高価な食品を購入しなければならないこともあり、こういう面の配慮が加えられる必要があるとしている。洋の東西を問わず事情は同じだといってよい。

この食料費以外の費目については、たとえば、老人世帯においては、社会的な関係を維持していかなければ、社会から孤立し、種々の不満が蓄積する。そうならないために、比較的交際等の費用を必要とする実態がみられるとして、これについての配慮がなされなければならないとする意見もある。また、これも老人世帯の場合であるが、最近、1～2人世帯の一般生活水準が向上し、しかも、今後も大きく伸びるものと考えられる。したがって、零細な世帯規模の場合が多い老人世帯について、このまま放置すれば、所得がないだけにその格差が拡大していく可能性がある。これは、処遇上適当ではないから、そこに改善の手がかりをもてばよいといった考え方もある。

方法としては、まだこれからの分析に期待されるところが多いが、以上の考え方は、それなりに有益であるといつてよい。

算定の方法とはいえない面もあるが、このほか、一般の老人などの場合には、ある程度のストックがあるが、保護世帯の場合は、落屑過程で喪失してしまうなど必ずしもストックは十分とはいえない。しかし、ストックは、生活の内容としてとらえられるべきものであるし、受給の長期化に伴う補給として、あるいは再起のための志気の昂揚を図るという効果もあるから、フロー面に若干の上積みを行なって、均衡のとれた生活が維持されるよう

配慮すべきだとする考え方もある。

また、諸外国においては、雇用事情や歴史的な経緯もあるが、身体障害者や老人等については特別の配慮が行なわれている。このような配慮は、たとえば身体障害者などの場合は、行動能力を失なっていることが、かえって日常生活上のニードを増すといった考え方が前提となっているのであり、わが国においても、その家族を含めこの事情は同じと考えるべきだとする意見もある。

以上、一般的基準および身体障害者や老人などの基準の算定方法とその考え方についてふれてきたが、これらはその一部でしかなく、これ以外にもまだすぐれたものが残されている。行政上は、近く行なわれるであろう生活保護専門分科会の意見を基調として必要な措置を行なうことになるであろうが、その場合においても、それらのすぐれた意見や提案は具体化の調整あるいは有力な支えとなるであろう。なお、こういった意見や提案は、生活保護への国民の関心と認識を高めることとなり、そのことが制度の充実へ直結すると考えられるので、今後とも数多くの研究や提案を期待していきたい。

V 資産とサービスについて

前述したように、昨年11月の中央社会福祉審議会に対する厚生大臣の諮問事項の(2)には保護世帯に対する「処遇」をどう充実していくかという問題がある。この「処遇」というものの内容は、金銭給付のほか、資産の保有や福祉サービスまでも含んでいるといつてよい。

このうちの資産の保有については、生活的基本的内容であることは論をまたない。したがって、考え方としては、金銭給付と同一の次元で検討されるべきものであろう。

これについては、すでに前項でふれたように、保護世帯における資産は、十分とはいえない。したがって、金銭給付に際し、その充足ができるような配慮をすべきであるという考え方もあることを述べたが、この項での問題は、すでに所有している資産の保有の限度をどこにおくかという問題である。資産の保有については、まったく制限をつけるべきではないという極端な意見もあるが、それは、結局処遇上不均衡をもたらすことになるし、諸外国の例でもその範囲・程度はともかく、なんらかの制限が行なわれているのが実情である。

しかも、資産の内容いかんは、フロー面の高低とも密接に関連する面もあり、資産そのもののみをとらえてこれを云々することは適当ではない。このような点から、資産の保有限度については、抽象的な表現であるかも知れないが、保障しようとする水準との関係で決定される

べきものといえるのではなからうか。

ただし最近の国民生活は、水準としても資産面でも次第に充実多様化し、しかも今後も早いテンポでこの傾向が続くであろうし、保護の水準もこの傾向を追う必要がある。だとすれば、当然現行の資産の保有限度は、国民生活の動向を見きわめつつ、そのレベルを引き上げていかざるを得ないことになるであろう。

つぎに、福祉サービスについてはどのように考えるべきであろうか。

生活保護の目的は、いうまでもないが、生活困窮時における生活費の補給を行なって一定の生活を保障すると同時に、受給者の自立（あるいは社会的参加）を助長することにある。金銭給付や資産の取り扱いは、もちろん生活保障のみならず自立の促進とも密接なかかわり合いをもつ。しかし、金銭給付等は、画一的となる欠点があり、これだけでは自立の助長という面がかすんでしまう。とくに、自立を促進するためには個別的な種々の障害を除去するなどの援助を必要とする場合が多いから、そのための措置として福祉サービスは欠かすわけにはいかない。さらに、最近のように、老人や身体障害者が量的に増大している場合に、往々にして社会参加の意欲を失ったり、あるいは肉体的なハンディ・キャップをもちながら、地域社会から孤立しているなど放置できない例が多い。

したがって、保護を文字どおり全うするためには、福祉的サービスもあわせて充実することが必要だといってよい。

ただし、ひとくちに福祉サービスといっても、その範囲、内容はかなりのひろがりをもつし、しかもそれは固定的ではない。さらにまた、それは専門的分野にもわたっており、諸機関の協調を前提としないかぎり成果は期待できないといってい。また、もっとも重要な点は、それが治療としてよりもすぐれて予防的でなければならないことであろう。したがって、それは、基本的には低所得層ないし、国民全体の問題としてとらえられるべきであり、たんに、生活保護の問題として限定し、対処していくべきものではなく、生活保護受給者は、福祉サービスの対象者の一構成員としてこれを受けるという考えでいくべきものであるといえる。ただ、保護受給者は個別的な種々の障害に加えて、貧困という条件が重なっており、この点福祉サービスを実施するに当たって第一義的に取り上げる必要がある。同時に、保護受給者に対して行なわれる常時の家庭訪問活動において、専門的なサービスの提供を行なうことには無理があるにしても、一般的、概括的なケース・ワーク、サービスを行ないうる

よう保護の第一線の実施機関の体制を整えることが重要である。

くりかえしになるが福祉的サービスの内容は、健康・住居・労働・リハビリテーションなど、そのひろがりは限らないものである。しかし、福祉サービスは、物への傾斜からの反省として、今後充実の要請はいっそう強まるに違いない。したがって、行政上は内容面はもちろん組織体制等の面を含め、行きすぎを戒めつつ効果的なサービスの実現のため、格段の努力が必要となるであろう。

【生活保護参考資料】

A 被保護世帯の各区分別構成と推移（各区分総数＝100） (%)

		昭和 35 年度	40	41	42	43	44
世帯 人 員	1 人	35.1	39.0	40.6	43.1	45.5	47.8
	2 人	14.6	19.0	19.7	20.1	20.5	20.7
	3 人	13.0	14.0	13.9	13.5	13.0	12.5
	4 人	12.9	12.0	11.6	10.9	10.1	9.4
	5 人	10.7	8.2	7.6	6.7	6.0	5.4
	6 人	7.2	4.5	4.0	3.4	3.0	2.6
	7 人以上	6.5	3.3	2.7	2.3	1.9	1.6
	平均世帯人員	3.0	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2
世帯 類型	高 齢 者	21.5	22.9	22.8	25.2	27.4	29.8
	母 子 病 者	13.3	13.7	12.6	11.8	11.6	10.6
	傷 害 (障害)	—	29.4	34.3	32.8	34.8	46.0
	そ の 他	65.2	34.0	30.3	30.2	26.2	13.6
世帯 業 態	常 用 勤 労	5.4	12.6	12.5	12.6	11.9	11.3
	日 雇 業	14.1	15.0	14.2	12.9	12.0	10.5
	農 業	3.6	8.7	6.5	6.1	5.5	4.5
	農 業 外 事 業	14.5	10.1	9.7	8.5	7.7	9.2
就 業 状 況	不 就 業	62.4	53.4	57.1	59.9	62.9	64.4
	稼 働 中	54.6	47.0	44.6	41.8	38.8	36.1
	非 稼 働 中	44.3	52.3	54.8	57.6	60.6	63.3
	保 護 停 止 中	1.1	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6
扶 助 種 類	医 療 単 給	22.5	17.7	19.4	20.8	22.2	24.0
	医 療 併 給	30.0	47.1	53.4	57.1	53.5	56.8
	そ の 他	47.5	35.2	27.2	22.1	24.3	19.2
住 宅 種 類	自 家 住	37.1	37.7	35.8	34.1	32.2	31.1
	借 家・借 用	38.3	42.0	42.2	44.0	44.4	44.9
	そ の 他	24.5	20.3	22.0	21.9	23.4	24.0
開 始 理 由	世帯主の傷病	35.2	50.5	53.6	56.2	59.2	60.7
	世帯員の傷病	20.2	16.7	15.4	14.7	13.1	12.5
	収入の減少	14.6	12.9	12.4	11.2	10.5	10.1
	そ の 他	30.0	19.9	18.6	17.9	17.2	16.7
(再掲)							
働 いて いる 者 が いる	働 いて いる 者 が いる	57.9	46.6	44.0	41.4	38.0	36.4
	働 いて いる 者 が いない	39.2	51.2	53.3	56.0	59.4	60.9

		昭和 35 年度	40	41	42	43	44
廃止理由	主の傷病の治ゆ	17.7	16.9	18.1	18.1	19.2	20.0
	員の傷病の治ゆ	12.1	7.6	7.2	6.2	5.6	4.9
	死 亡	12.4	11.1	12.1	12.3	13.5	14.7
	収入の増加	24.2	32.2	28.6	31.2	30.7	29.9
	その他	33.6	32.2	34.0	32.2	31.0	30.4
(再掲)							
働いている者がいる		62.5	55.4	53.7	51.0	48.5	45.5
働いていない者がいない		30.4	38.4	40.3	42.4	45.1	47.8

(資料) 被保護者全国一斉調査, 厚生省報告例, 生活保護動態調査.

B 保護率 (人口1,000人当り被保護人員) %

		昭和 35 年度	40	41	42	43	44
保護率	人 外 国 人	17.4	16.3	15.9	15.2	14.3	13.6
		117.0	79.7	75.3	69.8	61.9	
別	北海道	19.0	23.2	21.7	20.7	19.9	19.6
	東北	20.5	20.7	19.9	18.5	17.1	16.4
	関東	14.0	9.5	9.5	9.4	9.0	8.7
	中部	14.8	11.0	10.8	10.3	9.6	9.0
	北陸	14.7	10.9	10.2	9.5	8.8	8.3
	近畿	11.5	7.9	7.7	7.4	6.9	6.4
	山陽	13.6	9.9	10.0	10.0	10.1	10.2
	山陰	16.5	11.9	11.9	11.7	11.2	10.7
	四国	16.6	14.4	14.0	13.2	12.3	11.7
	北九州	20.1	21.1	19.9	18.4	17.2	16.3
	南九州	22.7	25.7	24.3	22.8	21.0	19.3
		28.3	44.8	45.0	43.8	40.9	38.5
		28.3	31.3	29.6	28.1	27.1	26.4

(資料) 厚生省報告例.

D 予算額等の推移

		昭和35年度	40	41	42	43	44	昭和35年度	40	41	42	43	44
予算額 (8/10)	一般会計	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	(伸び率)					
	社会保障費	1,569,674	3,658,080	4,312,270	4,950,910	5,818,598	6,739,574	100.0	233.0	274.9	315.4	370.7	492.4
	厚生省予算	181,678	502,179	607,805	707,349	815,661	946,743	11.6	13.7	14.1	14.3	14.0	14.1
	生活保護費	164,714	462,649	560,412	656,971	768,675	903,932	10.5	12.6	13.0	13.3	13.2	13.4
執行額 (10/10)		46,732	105,944	123,839	145,219	164,021	182,964	28.4	22.9	22.1	22.1	21.3	20.2
	保護費総額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円						
	生活扶助費	5,101,038	11,337,148	13,109,381	14,969,367	17,066,806	18,960,422	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	住宅扶助費	1,628,208	4,212,714	4,840,820	5,493,456	5,981,974	6,619,874	31.9	37.2	36.9	36.7	35.0	34.9
	教育扶助費	109,591	466,861	556,417	634,662	710,340	795,414	2.1	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2
	医療扶助費	177,118	336,708	350,501	355,927	355,521	355,212	3.5	2.9	2.7	2.4	2.1	1.9
◎ 1人当り保護費	医療扶助費	3,030,423	6,164,486	7,183,020	8,297,291	9,824,587	10,965,352	59.4	54.4	54.8	55.4	57.6	57.8
	その他	155,698	156,379	178,623	188,031	194,584	224,569	3.1	1.4	1.4	1.3	1.1	1.2
		3,134円	7,091円	8,350円	9,844円	11,770円	13,556円	(伸び率) 100.0	226.3	266.4	314.1	375.6	432.5

C 医療扶助人員の区分別構成と推移 (各区分総数=100) (%)

		昭和 35 年度	40	41	42	43	44
単・併と入院・入院外	総数	33.7	20.4	20.9	21.4	22.5	23.8
	単併	66.3	79.6	79.1	78.6	77.5	76.2
	入院	71.2	64.9	66.0	66.7	68.6	69.9
	併給	28.8	35.1	34.0	33.3	31.4	30.1
	入院外	9.6	6.2	6.3	6.4	6.7	7.3
	併給	90.4	93.8	93.7	93.6	93.3	92.7
病 類	総数	30.9	7.9	6.9	6.1	5.5	5.1
	結核	11.1	11.6	12.4	13.1	13.9	14.7
	その他	58.0	80.5	80.7	80.8	80.6	80.2
	入院	52.4	11.3	9.3	7.8	6.8	5.8
	併給	26.9	43.3	45.6	47.1	48.5	49.7
	その他	20.7	45.4	45.1	45.1	44.7	44.5
入院外	結核	17.1	6.8	6.1	5.6	5.1	4.9
	その他	1.0	1.5	1.7	1.8	2.0	2.1
	併給	81.9	91.7	92.2	92.6	92.9	93.0

(資料) 厚生省報告例.

昭和25年に新生活保護法が制定されて以来、それが社会保障制度のなかで果たした役割はきわめて大きいものがあった。この間、わが国の社会・経済的変動に対応してこの制度の改善について数多くの努力が払われてきたが、それにもかかわらず最近の国民生活の大きな変化のなかで、この制度の一層の改善が必要とされてきている。この動向を反映してこの2~3ヵ月のあいだにいくつかの注目すべき動きがみうけられる。たとえばその一つは、この11月に発表された「厚生行政の長期構想」である。これはいうまでもなく70年代前半の厚生行政の課題を明らかにしたものであるが、このなかでとくに公的扶助制度の改善についての提言を行なっている。また同じく11月には中央社会福祉審議会、生活保護専門分科会は、厚生大臣の諮問に応じて「国民生活の変化に対応した保護基準の引上げの方向および被保護階層の質的变化に対応した処遇の充実改善に関する中間報告」を明らかにしている。このほか同老人福祉分科会等の中間報告でもこの面に言及された部分がある。ここでは参考のために関係者のお許しを得て、上記の「厚生行政の長期構想」および「生活保護専門分科会の中間報告」を掲載し、読者の便に供することにした。

公的扶助制度の改善

(『厚生行政の長期構想』第2章第4節より)

1. 被保護者の動向

近年における雇用状況の改善等を反映し、昭和38年度以降被保護者数は一貫して減少しており、それにつれて被保護階層の質的变化が進行している。すなわち、被保護世帯のうち、働く者が1人もいない世帯が昭和35年度には44.8%であったが、昭和44年度には63.6%に上昇しており、高齢者世帯の比重は昭和35年度の21.5%から昭和43年度の27.4%に、傷病者または障害者世帯のそれは昭和40年度の29.4%から昭和43年度の34.8%にそれぞれ増加している。その結果、昭和43年度には高齢者世帯、母子世帯および傷病者または障害者世帯で全世帯の73.8%を占めており、この傾向は今後ますます著しくなるものと推定されるが、現在の状況が継続すると、昭和50年度には働く者が1人もいない世帯が74.5%となり、高齢者世帯は36.3%、母子世

帯は6.2%、傷病または障害者世帯は45.3%となりその他の世帯はわずか12.2%となるであろう(左表参照)。

2. 生活保護制度の問題点と改善の方向

生活保護基準は、一般国民の生活水準との格差を縮小する見地から、毎年相当の改善を行なっており、被保護世帯と一般勤労者世帯との消費水準の格差も、昭和35年度の38%から、昭和44年度には53%に縮小している。今後の保護基準の改善に当たっては、さらに格差の縮小を推進し一般勤労者世帯の消費水準の少なくとも60%程度を保障することを当面の目標とすべきであろう。

最近における国民生活水準の上昇を通じて、所得階層間の消費水準の格差は縮小傾向にあり、とくに被保護階層に隣接する低所得階層の消費水準は、保護基準の引上げ率を上回る伸び率で上昇しており、このため被保護階層の相対的窮乏感は強まっているのが実情である。

したがって、このような状況に対処していくため、今後保護基準を相当程度引き上げていく必要がある。

また、前述のとおり最近の被保護世帯の中において、労働能力のない者の占める割合が6割を越えるに至っており、この傾向は今後も続くものと思われる。しかも被保護世帯が保護を受け続ける期間は、平均して4年2ヵ月に及んでおり、高齢者世帯および身体障害者世帯においてはこの期間はさらに長期に及んでいる。

さらにわが国の高齢者世帯の中で6世帯に1世帯が被

	昭和43年度	昭和50年度
被保護者数	1,449,970人	1,108,100人
働く者が1人もいない世帯の場合	(1,398,721人) 61.0% (63.6%)	74.5%
高齢者世帯	27.4%	36.3%
母子世帯	11.6%	6.2%
傷病者または障害者世帯	34.8%	45.3%
その他の世帯	26.2%	12.2%

(注) () 内は昭和44年度。

(資料) 昭和43年度は保護課調べ・昭和50年度は企画室推計。

保護階層となっている現状は、わが国の人口構成の老齢化が今後著しく進むことを考えると、これはこの制度について再検討を加える必要があることを意味している。

現在、保護基準は、被保護基準は、被保護者の年齢別、世帯構成別その他世帯の実態に応じてそのニーズを満たすように定められ、このような見地から高齢者世帯、身体障害者等についてはそれぞれ加算制度が設けられている。しかし現状は、移動被保護世帯に比して、移動能力のない世帯、なかんずく高齢者世帯、身体障害者世帯に対する保護基準面での処遇は、なお十分でないと考えられる。今後の方向として保護基準について、これらの世帯の有する特別の需要を十分反映させるよう制度のたて方を考えていく必要がある。

現行の制度との関連であげられる第二の問題点は、生活保護費の総額のうち、医療扶助の費用が約割を占めていることである。そして、従来の医療扶助の年間の伸び

率は、生活扶助の伸びをかなり大きく上回っているもので、今後ともその比重は年々高くなっていくものと思われる。

高齢者に関する何らかの新しい医療サービス制度が創設されたときには、その問題はいくらか緩和されるかもしれないが、今後の方向としては、低所得者の医療対策として、別の医療費公費負担制度の創設の検討も必要としよう。

第三に、現行制度の運用において被保護者の経常的な所得と資産とが明瞭に区分されないで、収入の認定が行なわれているのであるが、これが被保護者の自立更正をはばみ、あるいは高齢者の生きがいを喪失させている原因ともなっているため、将来の方向としては、その区別の明画化を図り、原則的には経済的所得の不足を補う制度として確立する必要があるだろう。

中央社会福祉審議会生活保護専門分科会中間報告

(昭和45年11月25日)

中央社会福祉審議会
生活保護専門分科会
会長 今井 一 男

当分科会は、昭和44年11月厚生大臣から「国民生活の変化に対応した保護基準の引上げの方向および被保護階層の質的变化に対応した処遇の充実改善」について諮問を受けて以来、鋭意検討を重ねてきたが、問題が制度全般にわたること、そのとり上げ方としても大きな転回点に直面していることから、最終的報告に達するには、なお相当の日時を必要とする。したがって、とりあえずこれまでの審議の結果についてその内容を別紙のとおり中間に報告する。

1. 生活保護制度の位置

(1) 生活保護は、直接憲法の規定を根拠とする国民の最低生活の保障制度である。あらゆる社会保障制度の基底をなすものとして、最も優先的にとり上げられなければならない。それは、国民生活の最後のよりどころであり、税金を国民が出し合って、この水準までは確保しようと厳密に約束し合った最低限なのである。一般国民の生活水準が上がれば、生活保護の水準も上がらなければならないし、これをおろそかにすることが、社会的緊張の最も大きな原因の一つとなることはいうまでもな

い。

(2) 最近高福祉高負担という言葉が提唱されているが、福祉の水準を端的に表現する基本的指標である保護基準については、国際的に注目されるところでもある。高度成長を維持し、あわせて高福祉を実現していくためには、増大する所得の中から相当の負担をも辞すべきでないことは明らかである。

2. 生活保護をめぐる諸条件の変化

(1) 経済の高度成長が、企業意欲と勤労意欲を基盤に、自由競争を建て前に行なわれ、それが産業の構造的変化、企業集中と系列化、都市と農村における過密過疎の問題にまで発展しつつある。これらの経済的社会的変動に適応しにくい高齢者や摩擦的落層者等に対して今後一層注意する必要がある。

(2) 生産年齢人口増加率の減少は進学者の著しい増大と相まって、経済の成長の下、求人難はげしくし、第1次産業からの産業間移動も出かせぎ労働力もこのギャップを埋め得なかった。その結果、大企業と中小企業との賃金格差は目立って縮まり、消費水準の伸び率も低

所得階層のほうがより大きくなってきた。また、地域的にみても消費水準の持差は縮少されつつある。

(3) これと併行して核家族化が急速に進行し、家計費支出の内容には大きな変化が起り、生産生活周期を維持するための見地から各種社会的施策の充実が要請されるにいたってきた。

(4) 被保護階層は、本来消費水準が低い関係から支出の選択性が弱く、最近の消費者物価の高騰が一層強い圧力となっている。なお、住宅および公共施設等の著しい不足、交通災害の激化等は、ひとり一般国民の生活を圧迫するのみならず社会的に適応力の弱い諸階層においてとくに重い圧力となっている。

(5) 国民の消費構造には、大きな変化が生じた。家計費におけるエンゲル係数のもつ意義は低下し、家具什器・教養娯楽・交際費等へ支出の重点が移行し、生活行動範囲も拡大するなど、その態様は急速に多様化しつつある。

(6) なお、生活の水準および構造面のほか、総理府の意識調査の結果でも明らかなように、昭和40年を前後として、生活の中流化意識が一般化し、消費デモ効果と相まって被保護階層の相対的欠乏感を一層強めている。

3. 今後の生活保護基準等改善の方向

(1) 現在の生活保護は、貧困階層を一時的断面的にとらえ、そのため生活周期の各段階における需要を十分に反映するものとはなり得なかった。

したがって、生活保護基準については、これを生涯生活周期の一環としてとらえ生活保護受給の前後を通じて、大きい断層を生ぜしめないような資産の取り扱いを考慮する等生活保護のあり方を改善することが必要である。

(2) さらに加えて、今後の生活保護の対象は高齢・身体障害者のごとき本来的に適応力の弱い階層および経済成長に容易に適応し得ぬ諸階層に向けられなければならない。この階層は、経済成長の成果を配分を受けることがきわめて少なく、消費者物価の高騰等の悪影響は全面的にこれを受けるのである。毎年所得税の減税が行なわれているが、この恩典に浴するものは国民の30%にも達しない。しかもこれらは経済長的好影響を受け、物価高騰を上回るペースアップその他所得の増加を得ている階層である。

今後、とくに高齢者、身体障害者については、生活保護基準のあり方およびその運用面について早急な改善を

必要とする。この問題は、当面緊急かつ重要であると思われるので、次項においてその問題点などを再説する。

(3) 生活保護基準は、これまで、一般国民の生活水準の格差縮少を図る立場から改善を行ってきた。しかし、昭和40年代に入って、被保護階層に隣接する低所得階層の生活水準は高い上昇率を示し、階層間の格差は全体的に縮少しつつある。他面、これまで述べてきたように被保護階層には減税の恩典もなく、物価高騰の影響も強い。

近年、平均階層に着目して格差縮少を図る方式でその改善が行なわれているが、さきに述べた諸条件の変化を考慮し、また、昭和39年の当分科会の中間報告でも示唆したように、被保護階層に隣接する低所得階層の生活水準の上昇率をも長期的視野に立って参酌しつつ、基準の大幅な改善を行なうことなくしては、現在の格差を維持することさえ困難となろう。

4. 高齢者、身体障害者の処遇改善についての考え方

高齢者、身体障害者については、次のような点を考慮し、生活保護基準等の改善を行ない、その処遇の充実を図ることが必要である。

(1) 経済の成長にもかかわらず、これらの階層には就業による自立の機会が得がたく、生活環境の変化、物価高騰の重圧等を受ける一方である。

(2) 従来は、稼働階層が多いこともあり労働力を有するものの自立の促進が中心となっていたため、これら高齢者等の生活上の特殊の需要に対して配慮が薄かったと指摘できる。

(3) 核家族化、都市化の進行、コミュニティの崩壊などによって、これらの人びとに対するいろいろの意味の私的扶養機能は弱まりつつある。これは必然的に高齢者・身体障害者の生活の特殊な需要を増大させ、最近の消費構造の変化に即しつつ生活を維持するには多大の困難を伴う。また長い間の生活慣習などから生活内容に弾力性を期待することの無理な面もあるであろう。

(4) 上記のような状態の継続は、資産の減少、身の回り品の不足など実質的な生活の低下を招き、社会参加意欲の喪失や孤立感に発展し、ゆゆしい結果をひきおこすであろう。

(5) 高齢者・身体障害者が働いて僅少の収入を得ることは、生活の喜び、社会参加の喜びのためもあるが、家計費の不足を補うことを必ずしも目的とするものばかりではない。したがって収入認定の取り扱いについて新しい見地から考慮を払う必要がある。

5. 今後の研究項目

当分科会は、生会保護基準等改善の方向につきなお引き続き検討を行なわなければならないが、生活保護は今日大きな転回点に立っているので、生涯生活周期との関

連における基準世帯のとり方、ナショナル・ミニマムとして新しい意味でのマーケット・バスケット、地域差の問題その他についての研究を行なう予定である。また、生活保護階層とその上部に分布する低所得階層との実態の調査研究も行ないたい。

中間報告関係資料

I 生活保護の実態

1. 世帯・人員・保護率

被保護世帯・人員・保護率の推移

	被保護世帯	被保護実人員	保護率(人口1,000人当)
40年度	643,905	1,598,821	16.3
44 "	660,509	1,398,725	13.6

2. 世帯の状況

1) 世帯類型別被保護世帯の推移

	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	計
40年度	22.9%	13.7%	42.1%	21.3%	100.0%
44 "	29.8	10.6	46.0	13.6	100.0

2) 稼働—非稼働別被保護世帯の推移

	働いている者がいる世帯	だれも働いていない世帯	計
40年度	47.3%	52.7%	100.0%
44 "	36.4	63.6	100.0

3) 世帯人員別被保護世帯の推移

	1人	2人	3人	4人	5人以上	平均人員
40年度	39.0%	19.0%	14.0%	12.0%	16.0%	2.6人
44 "	47.8	20.7	12.5	9.4	9.6	2.2

II 生活扶助基準引上げの推移および

現在の水準

1. 引上げの推移

生活扶助基準額引上げ率の推移

40年度	41	42	43	44	45
12.0%	13.5	13.5	13.0	13.0	14.0

2. 現在の水準

生活扶助基準の具体的例

	老人1人世帯 (65歳女)	老人2人世帯 (68歳男・65歳女)	標準4人世帯 (35歳男・30歳女・9歳男・4歳女)
大都市	11,355円	19,371円	39,542円
農村	8,287	14,140	29,751

III 予算額

1) 45年度扶助別予算額と構成比

扶助の種類	生活扶助	医療扶助	その他の扶助	保護費総額
予算額	712.4億円	1,308.3億円	119.8億円	2,140.5億円
構成比	33.3%	61.1%	5.6%	100.0%

2) 生活扶助基準1%引上げ所要額

→ 約7億円

IV 中間報告関係

1. 消費支出

1) 全国勤労者世帯における1人当たり消費支出の推移

		平 均	I/5	II/5	III/5	IV/5	V/5
実 績	40 年度	12,215円	8,091円	9,915円	11,583円	13,112円	17,288円
	44 "	19,204	13,284	15,926	18,186	20,645	26,633
伸 び 率 (44/40)	名 目 実 質	157.2%	164.2%	160.6%	157.0%	157.5%	154.1%
		129.6	136.6	133.4	129.9	129.5	126.0

2) その1 費目別1人当たり消費支出の推移(全国勤労世帯)

(41年度~44年度)

	平均						第I・5分位					
	消費支出	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費	消費支出	食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費
41年度	100.0%	34.9%	10.8%	4.5%	11.2%	38.6%	100.0%	43.8%	11.0%	5.5%	9.8%	29.9%
44年度	100.0	32.7	11.5	3.7	10.8	41.3	100.0	40.3	12.4	4.8	9.1	33.4
年度平均 上昇率 (44/41)	12.4	9.9	14.6	5.5	10.9	15.0	14.5	11.3	19.2	9.2	11.9	18.7

2) その2

家具什器費等の増加率
(41年~44年年平均上昇率)

	家具 什器費	教養 娯楽費	交際費
平均	14.9%	14.0%	15.3%
第5 I分 位	17.9	20.2	20.0

2. 格 差

一般勤労世帯と被保護労働者世帯の消費格差(東京)

	一般勤労者世帯 1人当たり 消費支出額 (A)	被保護労働者世帯 1人当たり 消費支出額 (B)	格 差 A/B
40年度	円 14,636	円 7,351	% 50.2
41 "	16,006	8,277	51.7
42 "	18,017	9,360	52.0
43 "	19,376	10,202	52.7
44 "	21,731	11,487	52.9

2) 消費者物価上昇の影響(所得階層別)

		年平均上昇率	
		37~42年	42~44年
第I	5分位階級(719千円以下)	5.3%	5.4%
第II	" (719~905)	5.2	5.4
第III	" (905~1,106)	5.2	5.4
第IV	" (1,106~1,400)	5.4	5.3
第V	" (1,400以上)	5.4	5.3

3. 物 価

1) 消費者物価の対前年度上昇率の推移(全国)

	総合	食料	住居	光熱	被服	その他
40年度	6.4%	7.5%	4.2%	1.4%	4.0%	7.6%
44 "	6.4	8.2	4.4	0.6	5.6	5.8
45 4月 9月	7.0	7.6	6.6	1.4	8.5	6.4